

●必要書類(家屋を取壊し後、敷地のみを譲渡する場合)

共通

<input type="checkbox"/>	被相続人居住用家屋等確認申請書(別記様式1-2)	・空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。
<input type="checkbox"/>	委任状(任意様式)	※代理人が申請する場合のみ必要です。
<input type="checkbox"/>	① 被相続人の除票住民票の写し	※ <u>戸籍ではなく住民票です。</u> ・相続発生日以降に取得したもの。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に転居した方は、戸籍の附票が必要です。
<input type="checkbox"/>	② 相続人の住民票の写し	・家屋の取り壊し日以降に取得したもの。 ・相続人が複数いる場合は、全員の住民票が必要です。 ・相続発生日、もしくは老人ホーム入所後等から2回以上転居している方は、戸籍の附票が必要です。
<input type="checkbox"/>	③ 敷地等の売買契約書の写し等	・譲渡日に変更があった場合は、変更後の譲渡日が確認できる領収書等も必要です。
<input type="checkbox"/>	④ 家屋の閉鎖事項証明書の写し	・除却工事の請負契約書でも可。(領収書のみは不可。) ・解体完了日に関する記載があるもの。
<input type="checkbox"/>	⑤ 以下のいずれか一つ	
<input type="checkbox"/>	(i) 電気、水道またはガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類	【例】使用中止時の検針票や領収書(使用中止日が確認できるもの) ・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載のあるもの。 ・相続から譲渡までに、使用中止されていること。 ・支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が確認できるもの)等。
<input type="checkbox"/>	(ii) 宅地建物取引業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告	【例】宅地建物取引業者の広告チラシやホームページを印刷したもの ・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限りです。 ・空家を既に解体した後に、『敷地のみ広告したもの』は認められません。
<input type="checkbox"/>	(iii) その他要件充足を容易に認めることができる書類	【例】空き家バンクを登録したときの審査結果通知書 ・上記(i)(ii)の書類をご用意できない場合は、事前にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	⑥ 更地の写真	・取壊しから譲渡までに日付入りで撮影してください。(日付は手書きでも可。)

追加：被相続人が老人ホーム等に入所していた場合

※譲渡日が平成31年4月1日以降のものに限ります。

<input type="checkbox"/>	⑦ 以下のすべて	
<input type="checkbox"/>	(i) 要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書等。
<input type="checkbox"/>	(ii) 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類(入所時の契約書等)	※次の対象施設に入所していたことを確認します。 ・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム ・介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居
<input type="checkbox"/>	(iii) 電気、ガス等の契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類 または老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	・支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が確認できるもの)等。 ・相続まで使用中止していないこと、契約名義人は被相続人であること。